



外国人不法就労の防止に協力を!!

◎ 不法就労とは? 次の **3つ** のケースがあります。



1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- 例・密入国した人や在留期限が切れた人が働く
・強制退去が既に決まっている人が働く

2 出入国管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- 例・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
・留学生や難民認定申請中の人が許可なく働く

3 出入国管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

- 例・外国料理のコックや語学学校の先生として働く許可を得た人が工場で作業員として働く
・留学生が許可された時間数を超えて働く

事業主も処罰の対象になります!!

◎ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人【不法就労助長罪】

⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金

外国人を雇用する際には必ず在留カードを確認してください

薬物乱用は破滅への道

○大麻乱用の増加

大麻精神病（幻覚・妄想・興奮状態等）無動機症候群（無気力）に陥る

○誤った情報に注意

健康被害が少ない等の誤った掲載に注意

○家族友人を失くす

自分の心や体だけでなく大切な家族友人をなくす



MDMA



覚醒剤の結晶

相談先 ホワイトテレホン ☎048-822-4970

東入間警察署 ☎049-269-0110

交番事件簿

（令和5年4月16日～5月15日）

発生事案	発生場所	件数	合計
建造物放火	上福岡3丁目	1	1
空き巣	元福岡3丁目	1	1
万引き	福岡2丁目 上福岡1丁目	2 1	3
自転車盗	上福岡1丁目 上野台1丁目	2 1	3
住居侵入	上野台1丁目	1	1
器物損壊	上野台1丁目	1	1



東入間警察署ホームページ

この二次元コードを読み取る
ことによりご覧いただけます

※ 110番は警察への「緊急専用」です。相談や困り事は「#9110」又は「東入間警察署」へ電話してください。※